

保年 第173号
令和元年10月3日

関市国民健康保険運営協議会
会長 沼田明仁様

関市長 尾関健治



令和2年度国民健康保険税の見直しについて（諮問）

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤となる医療保険制度ですが、高齢者及び低所得者の加入割合が高いという構造的な問題などを抱えており、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっております。

このような状況を踏まえて、持続可能な社会保険制度の確立と医療保険制度の安定化を図るために平成30年度に国民健康保険制度改革が行われ、県が財政運営の主体となり、市町村は県から示された市町村標準保険料率を参考に保険料率を定め、県に納付金を納めることとなりました。

本市では、これまで関市国民健康保険事業財政健全化計画を策定し、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化等の推進により財政健全化に努めてきました。また、一般会計からの繰り入れを行った結果、国民健康保険基金は大きく増加し、平成30年度には、一般会計からの法定外の繰り入れを行うことなく事業が実施できました。

しかし、本市においても構造的な課題は全国と同様であり、財政運営は大変厳しいものとなっています。また、今年度の保険事業費納付金は前年を大きく上回り、この額が大きく減少しない限り、平成30年度に改正した現在の保険税率のままでは基金の取り崩しがなければ財政赤字が発生する見込みとなっております。

国民健康保険税は国保事業の基幹となる財源であり、今後も国民健康保険制度を安定的に維持していくためには、国民健康保険被保険者には応分の負担をしていただく必要があると考えているところです。

以上のことから、国民健康保険税の見直しについて下記により諮問します。

記

1. 令和2年度国民健康保険税率の見直しについて
2. 法定外一般会計繰入の実施について